

事業戦略策定促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が、高知県の定めた高知県事業戦略等推進事業費補助金交付要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、事業戦略策定促進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 補助事業者とは、産業振興の推進を目的として高知県及びセンターと特に連携・協力して取り組む業界団体をいう。
- (2) 「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第7号に規定する中小企業者並びに 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合及び森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び個人とする。
- (3) 「事業戦略」とは、センター内の事業戦略支援会議において承認される企業の経営ビジョンを実現するための工程表のことをいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 センターは、補助事業者が行う県内中小企業者等への事業戦略策定の普及拡大のために次の各号に掲げる補助対象事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 普及啓発事業
事業戦略策定の必要性を会員企業等に広く周知し、未策定企業へ策定を啓発する事業
- (2) 情報活用事業
事業戦略未策定企業に対し調査等を実施し、策定への計画が進まない要因等の分析を行い、センターと共有連携して事業戦略策定の普及拡大を推進する事業
- (3) 事業戦略策定支援事業
事業戦略策定の意向を示す企業に対し、専門家の活用等により策定支援を実施する事業

(補助率及び補助対象経費等)

第4条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の前条に掲げる事業を行うために必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち、必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内で交付する。

- (1) 補助対象経費 別表1のとおり
- (2) 補助率 定額
- (3) 補助限度額 2,000千円

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を理事長に提出しなければならない。また、当該申請書の提出に併せて県税の納税証明書（滞納がないことを証するもの）を添付しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）

に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等県の暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

2 補助事業の執行に際しては、県が行う契約の手続きの取扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 理事長は、審査会等の報告を受け、適当と認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 理事長は、第5条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に関する消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金交付申請を取下げようとするときは、当該補助金交付決定通知を受けた日から、10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、事前に様式第3の変更申請書を提出して、理事長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、補助事業の低下をもたらさない事業計画の変更をする場合を除く。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、様式第5による補助事業(中止・廃止)申請書により理事長の承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7の補助事業遅延等報告書により理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、センターが補助対象事業の遂行状況について報告を求めたときは、様式12による補助対象事業遂行状況報告書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、理事長からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払の請求を受けようとするときは様式第10による請求書を理事長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は3月20日のいずれか早い日までに、様式第8による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに様式第11により、理事長に報告するとともに、当該金額を理事長に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 理事長は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(3) 正当な理由がなく第14条第1項の規定による実績報告書の提出をしなかったとき。

(4) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定による取消しを行う場合については第7条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第18条 理事長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、前条の規定による取消しに関する補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算額をセンターに納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(グリーン購入)

第20条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第21条 補助事業又は補助事業者に関して、センター情報公開規程（以下「規程」という。）に基づく開示請求があった場合には、規程第4条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第22条 この要領で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は平成30年4月2日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

経費区分	内 容
謝金	専門家謝金等
旅費	専門家旅費
庁費	会場借料、借料又は損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費
委託費	事業戦略の策定支援に要する経費

別表第 2（第 6 条、第 18 条）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。